

# 令和7年度北薩摩へのグルメな旅促進事業業務委託仕様書

## 1 業務委託の名称

令和7年度北薩摩へのグルメな旅促進事業業務委託

## 2 契約期間

契約締結日～令和8年3月19日（木）

## 3 業務目的

鹿児島県北薩地域振興局（以下「北薩地域振興局」という。）管内の5市町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町。以下「北薩地域」という。）では、大将季、紅甘夏、ばれいしょなどのかごしまブランドや鶏肉、ブリ、早掘りたけのこなどの安心・安全で豊富な‘食’のポテンシャルを有している。

また、北薩地域は、九州新幹線の停車駅を2つ（出水駅、川内駅）有するほか、八代～川内間には肥薩おれんじ鉄道が運行されており、九州縦貫自動車道から繋がる南九州西回り自動車道も整備中である等、九州最大の人口を有し本県への宿泊者数が有数の規模を誇る福岡都市圏からのアクセスが良好である。

北薩地域で生まれた食材や特産品等を切り口に、都市圏にしながら北薩地域の魅力を体感できる企画を実施することにより、北薩地域の魅力を福岡都市圏で発信し、観光地としての認知度向上を図るとともに、観光客等の増加につなげる。

## 4 委託業務の内容

(1) 福岡市内における、北薩地域の魅力を体感できるPRイベントの開催業務

ア テーマ：北薩の「食」・「観光」

イ 実施期間：1か月程度以上

ウ 以下の①及び②を実施すること。

① 飲食店での期間限定イベント開催業務

(ア) 食材を調理して提供する場所（福岡市内、1箇所以上）の確保

※ 調理品の提供方法（レストラン形式、居酒屋形式など）を提示すること。

※ 客席の配置案を提示すること。なお、席数は通常時、概ね30席以上を確保すること。

(イ) 北薩地域の食材を活用したオリジナルメニューの提供

(ウ) 食材の調達等の調整

(エ) 店内（会場）にて、観光PR動画の放映、ポスターの掲示、パンフレットの配布等のほか、北薩地域の観光地としての認知度向上に資する企画

② 北薩地域の食品、加工品及び特産品等（以下「特産品等」という。）の展示販売イベントの開催

(ア) 特産品等を販売する場所（福岡市内、1箇所以上）の確保

※ 特産品等を展示する棚は一定程度の規模を確保すること。

※ 仮設（テント等）での展示販売イベントの開催は不可とする。

(イ) 特産品等の展示販売

(ウ) 特産品等の調達等の調整

(エ) 店内（会場）にて、観光PR動画の放映、ポスターの掲示、パンフレットの配布等のほか、北薩地域の観光地としての認知度向上に資する企画

- (オ) 北薩地域振興局管内の5市町が、イベント会場内で各市町のPRイベント（特産品等の無料配布、試食会等）が行えるような機会の確保
- ※ 北薩地域の食材及び特産品等の調達の具体的な調整方法を提案・実施すること。なお、特産品等の調達に当たっては、北薩地域振興局管内の5市町や特産品協会が希望するものを展示販売できるよう、調達先の選定等を行うこと。
- エ 北薩地域の食材及び特産品等（例：県HP掲載「北さつまいち推し特産品」等）の魅力について、情報発信の提案・実施
- オ イベント実施店舗において、北薩地域の観光資源を情報発信し、北薩地域のファンを創出する企画の提案（例：北薩地域の紹介動画の放映等）

(2) 上記(1)の来場者を北薩地域へ誘客する効果的な連動企画の実施業務（実施例）

- ・ 北薩地域へのオリジナルツアーの造成、販売、催行
  - ・ 北薩地域で使えるクーポン券等の配布 等
- ※ 上記はあくまで例であり、具体的かつ効果的な企画案であれば、実施例以外の提案でも構わない。

(3) 上記(1)及び(2)に係る広報・宣伝に関する業務

- ア 広報PR用ポスター及びリーフレット（イベントタイトルを含む。）をデザインし、印刷すること。なお、印刷後は別途指示する箇所に送付すること。
- ※ 印刷部数：B2ポスター200枚、A4リーフレット2,700枚
- イ 広報の一つとして、プレスリリースを行うこと。
- ウ その他、SNS活用等、効果的な広報・宣伝を行うこと。

(4) その他、当事業の目的を達成するための効果的な提案

(5) 来場者に対するアンケートの実施

- ※ 出来るだけ多くの人数から回答を得られる工夫を実施すること。

※ 調理用の食材及び展示販売用の特産品等の調達経費は、委託料の中に含むものとする。

※ 北薩5市町が提供する観光PRに関するポスター・パンフレットなどの送料は除く。

## 5 実績報告

- (1) 業務終了後、来場者数、売上等の実績や、今後、北薩地域の観光振興の参考になる事項を報告すること。

## 6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、北薩地域振興局と十分に連携を取ること。
- (2) 本業務の成果品は、北薩地域振興局に帰属する。
- (3) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。